

災害廃棄物処理計画

基本的事項

目的

本計画は、平成28年10月に策定された「愛知県災害廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）に準じ、災害で大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、市民の生活環境を守り、早期の復旧及び復興に資することを目的とする。

位置づけ

策定にあたっては、「災害廃棄物対策指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づくものとする。

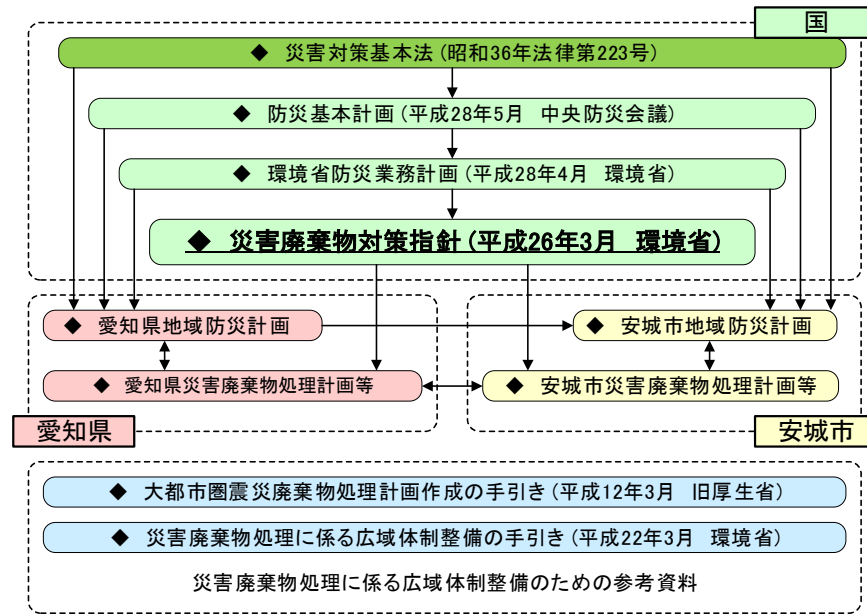


図-1 災害廃棄物処理に係る法令および計画等の関係

対象とする災害

地震災害、風水害及びその他の自然災害とする。

想定する被害

本計画で想定する被害は、「地域防災計画」で想定している過去地震最大モデルにおける地震及び津波によって発生する被害とする。

災害廃棄物処理対策

発生量・処理量

○発生量の推計

・災害廃棄物、津波堆積物及び生活ごみ

災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量及び生活ごみ発生量は、下表のとおりである。

表-1 災害廃棄物及び津波堆積物発生量

災害廃棄物			津波堆積物	総計
可燃物	不燃物	計		
59,097	342,330	401,427	48,964	450,391

(単位：t)

表-2 生活ごみの発生量

(単位：t)

1週間後	2週～1か月	2か月～12か月	2年～3年	3年間計
855.5	3,748.4	56,295.1	127,609.4	188,508.4

・し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥発生量は、下表のとおりである。

表-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量

(単位：kℓ/日)

	仮設トイレし尿発生量	し尿発生量	浄化槽汚泥発生量
1週間後	116.8	5.1	11.4
1か月後	69.8	4.7	34.8
1年後	0.0	5.1	75.0

○処理量の推計

災害廃棄物及びし尿・浄化槽汚泥の必要処理量と既存施設の処理能力を比較した結果、全ての既存施設で処理能力が不足している。外部処理が必要となるため、広域処理の応援協力を求めることになる。

処理基本スケジュール

災害廃棄物は、可能な限り早期かつ適正に処理する必要があるため、県処理計画で目標としている3年間以内で処理を行う。

応急対応では、処理基本スケジュールを元に、災害廃棄物等の発生量及び処理施設の被害状況を考慮した処理可能量を踏まえた上で、処理実施スケジュールを作成する。

復旧及び復興時は、処理の進捗に応じ、施設の復旧及び稼働状況、処理見込み量、動員可能人員数並びに資機材の確保状況等を踏まえた上で、処理実施スケジュールの見直しを行う。

表-4 処理基本スケジュール

大項目	小項目	1年目	2年目	3年目
計画・検討	被災状況調査・把握	■		
	処理実行計画の策定・進捗管理	■	■	■
主要幹線道路	道路啓開	■		
	家屋等	■		
集積場	解体・撤去	■		
	搬入・仮置き	■	■	■
仮置場	跡地調査・整地		■	■
	選定・準備	■		
	搬入・仮置き	■	■	■
	粗選別	■	■	■
仮設処理施設	跡地調査・整地・土地返却		■	■
	準備	■		
	仮設処理設備搬入・組立	■	■	■
	破砕・選別・焼却		■	■
既設処理・処分施設	仮設処理設備解体・撤去			■
	破損状況把握・補修・復旧	■	■	■
	試運転等準備	■		
広域処理	焼却・埋立		■	■
	焼却・埋立		■	■

処理体制及び手順

○処理体制

災害廃棄物は、破碎後に再資源化可能なものを選別し、資源化できないものは焼却等により減容化し、可能な限り最終処分量を減らしていく。災害発生後の生活ごみ及びし尿等の処理は、通常の処理体制を基本とする。

○処理手順

応急対応は、処理方針、発生量及び処理可能量並びに廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、下記の処理手順を参考に、被災状況を勘案して実施手順を作成する。

復旧及び復興時は、災害廃棄物処理の進捗及び状況の変化等に応じ、災害応急対策時に作成した実施手順の見直しを行う。

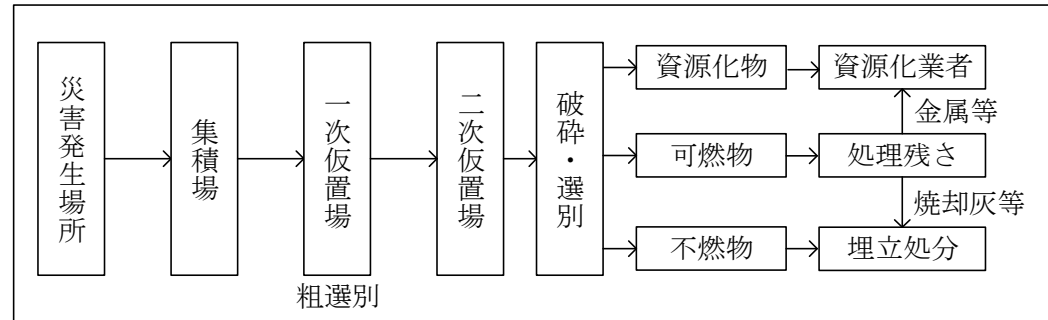


図-2 災害廃棄物の処理手順

仮置場

仮置場は、災害廃棄物を分別保管するために3種類に区分し設置する。

安城市の公共用地のうち、仮置場として優先して利用出来る候補地を優先度 A、優先的な利用が決定しておらず仮置場としても利用可能な候補地を優先度 B とし仮置場の過不足の確認を行った結果、優先度 A の候補地面積は 82,700 m²、優先度 B の候補地面積は 170,400 m²、合計で 253,100 m²となった。

一次仮置場の必要面積は最大で 51,717 m²となり、優先度 A の仮置場候補地の面積で確保可能となるが、二次仮置場は一次仮置場と同様以上の面積が必要なため二次仮置場としての面積は不足が想定される。必要な面積を確保するために、優先度 B の候補地も活用する必要がある。

表-5 仮置場の分類

区分	定義	設置期間
集積場	<ul style="list-style-type: none"> 被災した家屋等から出る災害廃棄物及び道路散乱物を、一時的に集積する場所 被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込めるように、被災地域に比較的近い場所に設置されると想定 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後、数日から数週間 一次仮置場の受入が本格開始するまでの短期間
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 集積場等にある災害廃棄物を一定期間、分別及び保管する場所 二次仮置場への積み替え拠点及び前処理の機能を持つため一定の面積が必要 災害規模に応じて複数箇所設置することを想定 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後、数か月から1年
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 集積場又は一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を集積し、必要に応じて中間処理（焼却、破碎等）及び再資源化処理等を行う場所 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後、数年

収集運搬体制

災害時に優先的に収集する災害廃棄物の種類、収集運搬方法及び経路、必要資機材並びに連絡体制及び方法を平常時に検討しておく。

災害廃棄物等の運搬ルートは、安城市地域防災計画で定められている緊急輸送道路とする。

応急対応は、収集運搬するための車両を確保し、収集車両が不足する場合は、協定に基づき、県、他市町村及び関係団体に支援を要請する。また収集経路等の被災状況を把握し、効率的な収集経路計画を作成する。

復旧及び復興時は、災害廃棄物処理の進捗状況等の変化に応じて、車両の必要台数及び経路を見直し収集運搬の効率化を図る。

災害廃棄物処理実行計画

災害発生後、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量推計及び処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を基本とし、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定する。また、復旧及び復興の進捗に伴い、災害発生直後に把握していなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗に合わせて、災害廃棄物処理の方法及び費用の検証を行い、実行計画の見直しを行う。

表-6 実行計画の主な策定項目

区分	主な策定項目
全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 災害廃棄物、生活ごみ及びし尿等の発生量推計並びに処理可能量の把握 処理実施スケジュール
収集運搬及び保管計画	<ul style="list-style-type: none"> 収集経路計画 仮置場計画
処理及び処分計画	<ul style="list-style-type: none"> 処理体制及び実施手順 仮設処理施設検討 環境監視計画 広域処理体制の整備 最終処分計画